

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年12月15日条例第55号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月15日
条例第55号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、同項の規定による個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（個人番号の利用範囲）

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（規則への委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

2 住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第3条関係）

機関	事務
1 知事	特定疾患（治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る治療研究費（特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費に相当するものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの